

「事業場視察」についての松本私案

1. 実施の必要性など

(1) 「事業場視察」の位置づけ

法令や諸規則に「事業場視察」についての規程等は見られない。したがって、「事業場視察」を実施するか否かは、あくまでも本審議会による判断による。

(2) 実施状況

本審議会でも「事業場視察」は平成16年度を最後に、しばらく実施されなかった。そして、平成28年度に再開したものの、昨年度と今年度はコロナ禍により実施していない。また、平成29年度以降について九州の他県を調べると、実施状況はまちまちであると言うことであった。

(3) 今後の「事業場視察」

過去に、一部委員から「事業場視察」のあり方などについて、意見が出された。そこで、上記(1)と(2)を踏まえ、必ずしも実施する必要はなく、適切な事業所を見つけることができなければ、実施しない、と考える。

2. 対象とすべき事業所

本審議会の審議に参考とするために「事業場視察」を実施するのであれば、対象となる事業所は何よりも最低賃金レベルの給与を支給している事業所とすべきであろう。

3. 視察の要領

(1) 留意すべき点

視察に際しては、本審議会の審議に係わる、あるいは参考となる様な聞き取りや見学でなければならない。

(2) 予想される状況

実際の「事業場視察」では、おそらく経営者からの意見聴取が主たるものとならざるを得ないが、可能な限り労働者からも意見を聴取したい。むろん、経営者からの意見聴取では、経営環境の厳しさなどからみれば賃金引き上げに否定的な見解が出されると予想される。ただ、それでも例えば過去の最低賃金の引き上げに際してどのように対処したのかなど、有益な情報を聞き出すことができる。

4. 視察後の課題

本審議会（本審）の場において、視察から得た知見などを労使双方（および公益側）から述べてもらい、その後の審議に活用する。

5. 代替措置

コロナ禍などにより「事業場視察」ができない場合、以下の2通りの措置が考えられる

- ・最低賃金レベルの給与を支給している事業所の経営者や労働者に、参考人として審議会で見解を述べてもらう。
- ・上記の措置が無理であれば、書面で意見を述べてもらう。

長野地方最低賃金審議会 実地視察結果(令和元年度)

- 1 実地視察日 令和元年7月9日、12日、16日、19日、23日の5日間
- 2 実地視察地域 東信地区(東御市、上田市、佐久市、小諸市)
- 3 実地視察事業場 10事業場
- 4 事業場の業種及び規模内訳

事業場(業種)	規 模 内 訳 (人)			
	30人未満 (内・組合員数)	30～49人 (内・組合員数)	50～99人 (内・組合員数)	100人以上 (内・組合員数)
A社 (社会福祉施設)				239 (0)
B社 (道路旅客運送業)	29 (8)			
C社 (理美容業)	20 (0)			
D社 (その他の小売業)				226 (0)
E社 (パルプ・紙・紙加工 品製造業)		37 (0)		
F社 (道路旅客運送業)		39 (0)		
G社 (クリーニング業)	18 (0)			
H社 (衣服その他繊維製品 製造業)				119 (0)
I社 (ホテル業)			69 (0)	
J社 (社会福祉施設)	9 (0)			

- 5 実地視察事業場面談者
 使用者側……………全事業場とも、事業主等の管理者
 労働者側……………全事業場とも、労働者等を代表する者

(使用 者 側 意 見)

実地視察票及び実地視察時の聴取により取りまとめを行った。

1 経営の状況について

事業場（業種）	（１）現 況		（２）今後の見通し	
	売上状況	利益状況	売上状況	利益状況
	下段：その理由		下段：その理由	
A社 (社会福祉施設)	やや減少 人件費の減少、退職者(幹部)の増加	やや増加	やや減少 介護報酬単価の改定	不変
B社 (道路旅客運送業)	減少 利用者減少	減少	やや減少 景気低迷、社員高齢化、人手不足	やや減少
C社 (理美容業)	減少 社員の退職、顧客の減少、低価格化、利用率の低下、市場自体が縮小	減少	減少 人手不足	減少
D社 (その他の小売業)	やや減少 他店の増加	やや減少	やや減少 他店の増加	やや減少
E社 (パルプ・紙・紙加工品製造業)	やや減少 輸出減少の影響	不変	やや減少 受注状況の悪化	やや減少
F社 (道路旅客運送業)	やや減少 利用者の減少	やや減少	減少 利用者の減少	減少
G社 (クリーニング業)	減少 クリーニング店の需要の減少など	減少	不変 クリーニング店主の高齢化・後継者がいない等で廃業、事業縮小	不変
H社 (衣服その他繊維製品製造業)	やや減少	やや減少	不変	不変
	※		※	
I社 (ホテル業)	増加 店舗数の増加	増加	増加 店舗数の増加	増加
J社 (社会福祉施設)	やや減少 介護保険制度の改正によるものと思われる	やや減少	やや減少 介護保険制度の改正によるものと思われる	やや減少

※は回答がなかったもの。

2 定期昇給について

(今年の状況)

実施 5 凍結 5

3 ベースアップ(賃上げ)の状況について

(1) 今年の改定状況

① 賃金改定の有無

改定実施事業場	改定予定事業場	実施しない事業場	賃下げ実施した事業場
3	0	7	0

② 改定の内容

時期 4月(1)、5月(1)、7月(1)

引上げ率 平均 0.7%(4月) 平均 2.0%(5月)、平均 2.0%(7月)

(2) 賃金改定に当たっての主な考慮事項(複数回答有)

同業他社の賃金相場	周辺事業場の賃金相場	物価	生計費	支払能力	最低賃金	労使関係	※その他
6	1	2	1	5	6	2	2

※「その他」の内訳：職員の能力、資格

4 労働者(低賃金労働者)の状況について(通勤・家族・精皆勤手当等を除く)

(1) 事業場別 (県最賃・産業別最賃未満の労働者はいない。)

単位：円

事業場(業種)	月額	日額	時間額	備考(経験年数、職種)
A社 (社会福祉施設)	907円(女42歳) 921円(女36歳)	※	824円(女53歳)	2年0か月：介護職 3年10か月：介護職 3年：介護職
B社 (道路旅客運送業)	846円(男24歳) 856円(男42歳) 1,027円(男55歳)	※	※	0年7か月：運転者 2年8か月：運転者 2年9か月：運転者
C社 (理美容業)	845円(女20歳) 880円(女22歳) 880円(男22歳)	※	※	0年3か月：アシスタント 2年3か月：アシスタント 2年3か月：アシスタント
D社 (その他の小売業)	※	※	821円(男21歳) 821円(女47歳) 821円(女53歳)	4年2か月：乳製品等の販売 補助 3年2か月：総菜の販売補助 1年5か月：精肉の販売補助
E社 (パルプ・紙・紙加工品製造業)	959円(女27歳) 980円(女36歳) 1,218円(女45歳)	※	※	4年2か月：製造 6年4か月：製造 2年10か月：事務
F社 (道路旅客運送業)	※	828円(男年齢不明)	830円(女41歳)	運転者(経験年数不明) 配車(経験年数不明)
G社 (クリーニング業)	※	※	821円(女49歳) 821円(女44歳) 821円(女44歳)	15年：工場プレス 1年：工場プレス 1年：工場プレス
H社 (衣服その他繊維製品製造業)	842円(女54歳)	1,100円(女45歳)	860円(女63歳)	1年2か月：物流 1年3か月：物流 43年0か月：製造
I社 (ホテル業)	※	※	900円(女46歳) 850円(女30歳) 850円(女30歳)	14年11か月：事務 1年1か月：事務 0年4か月：事務
J社 (社会福祉施設)	※	※	900円(男72歳) 910円(女69歳) 910円(女37歳)	2年1か月：送迎 8年10か月：調理 4年5か月：介護

※は回答がなかったもの。

上記の金額表において、月額欄については、A社、B社、C社、E社は月平均法定労働時間数(173.8時間)で除した金額、H社は月所定労働時間(166.2時間)で除した金額。

また、日額欄については、F社は1日の所定労働時間(7時間)で除した金額、H社は1日の所定労働時間(6時間)で除した金額。

(2) 規模別 単位：円

規 模	月額及び日額は時給額に換算
1～29人	821円～1,027円
30～49人	828円～1,218円
50～99人	850円～900円
100人以上	821円～1,100円

5 当該事業場の賃金水準について

(1) 地域の他の産業と比較して

①事業場別

事業場(業種)	高い	普通	低い
A社 (社会福祉施設)		○	
B社 (道路旅客運送業)			○
C社 (理美容業)		○	
D社 (その他の小売業)		○	
E社 (パルプ・紙・紙加工品 製造業)	※	※	※
F社 (道路旅客運送業)		○	
G社 (クリーニング業)		○	
H社 (衣服その他繊維製品 製造業)		○	
I社 (ホテル業)		○	
J社 (社会福祉施設)		○	
計	0	8	1

※は回答がなかったもの。

②規模別

規 模	高い	普通	低い
1～29人		3	1
30～49人		1	
50～99人		1	
100人以上		3	

※1社は回答がなかったもの。

(2) 地域の同業他社と比較して

①事業場別

事業場(業種)	高い	普通	低い
A社 (社会福祉施設)		○	
B社 (道路旅客運送業)		○	
C社 (理美容業)		○	
D社 (その他の小売業)			○
E社 (パルプ・紙・紙加工品 製造業)	○		
F社 (道路旅客運送業)		○	
G社 (クリーニング業)		○	
H社 (衣服その他繊維製品 製造業)		○	
I社 (ホテル業)	○		
J社 (社会福祉施設)		○	
計	2	7	1

②規模別

規模	高い	普通	低い
1～29人		4	
30～49人	1	1	
50～99人	1		
100人以上		2	1

(3) 地域の企業規模と比較して

①事業場別

事業場(業種)	高い	普通	低い
A社 (社会福祉施設)		○	
B社 (道路旅客運送業)			○
C社 (理美容業)		○	
D社 (その他の小売業)		○	
E社 (パルプ・紙・紙加工品 製造業)	※	※	※
F社 (道路旅客運送業)		○	
G社 (クリーニング業)		○	
H社 (衣服その他繊維製 品製造業)		○	
I社 (ホテル業)		○	
J社 (社会福祉施設)		○	
計	0	8	1

※は回答がなかったもの。

②規模別

規模	高い	普通	低い
1～29人		3	1
30～49人		1	
50～99人		1	
100人以上		3	

※1社は回答なし。

6 最低賃金についての意見など

(1) 現行最低賃金の改定に関する意見

A社：ここ数年の急激な上がり幅に給与規定が追いつかない現状。

B社：経営状況が厳しいので、上げ幅を縮小してほしい。

C社：毎年の上昇は厳しい。美容業界は料金の値上げはできない。

美容室数、美容師数が共に最高数を記録している一方顧客数の減少、低価格化、利用率の低下と市場自体が縮小している非常に厳しい業界。

D社：最低賃金の改定は、人件費にダイレクトに影響を及ぼすため、企業を経営する立場から毎年更新は非常に厳しい。

E社：企業・業種の向上が第一、当社は受注産業であり地域経済の発展は不可欠。

F社：大して利益も出ていなく毎年上げられるのは大変です。

G社：最低賃金の上昇は小さな会社にはとても大変。

H社：極端な改定が行われると、企業の存続にも影響があると思う。

I社：あまりにも急激に上昇しすぎのような感じがする。

J社：介護報酬と合わせてのアップだったらいいと思う。

(2) 適当と思われる最低賃金について

① 適当な日額・時間額

単位：円

事業場(業種)	日 額	時間額	その理由
A社 (社会福祉施設)	※	※	福祉事業については、人手不足が大きな課題で高賃金が人手不足解消とは言えない。 また、労働者の高齢化により年齢を問わず全て一律での最低賃金が適当と考える額は見当がつかない。
B社 (道路旅客運送業)	6,680円	835円	経営状況が厳しいので、段階幅を縮小してほしい。
C社 (理美容業)	※	821円	先輩スタッフとのバランス。
D社 (その他の小売業)	※	821円	・消費税が上がること、物価等の経済状況を勘案するとこのくらいが適当だと思う。 ・財務状況を見て支払い能力に応じて行う。
E社 (パルプ・紙・紙加工品製業)	※	※	※
F社 (道路旅客運送業)	5,500円	800円	歩合なので、現状の売上を考えると運転手によっては、これでも高いくらいです。
G社 (クリーニング業)	※	821円	※
H社 (衣服その他繊維製品製造業)	6,640円	830円	現状の仕事内容にあった額だと思う。
I社 (ホテル業)	※	850円	人件費の上昇に比べると売上はそんなに伸びていない。
J社 (社会福祉施設)	※	1,000円	若い人達の勤労意欲が上がると思う。

※は回答がなかったもの。

7 その他意見・要望等

A社：人材確保が厳しい。

B社：運転者の手持ち時間(相当長い)と休憩時間管理の緩和措置を講じてほしい。

C社：都市部との物価の格差がある。

D社：なし。

E社：今後の状況が懸念される。(県外動向、人手不足、人件費アップ)

F社：なし。

G社：パートで働く従業員は配偶者控除を一番気にし、厚生年金・健康保険が130万円以内の所得が問題だと思う。

H社：なし。

I社：なし。

J社：なし。

(労働者側意見)

実地視察票及び実地視察時の聴取により取りまとめを行った。

1 労働者側の目から見た、自社の経営状況について

A社 (社会福祉施設)	個々の事業所で赤字の部署はあるが、法人全体では黒字となっている。
B社 (道路旅客運送業)	今まで定期的にある仕事がなくなり、非常に厳しい状況になってくる。
C社 (理美容業)	やや悪い。
D社 (その他の小売業)	わからないが厳しい。
E社 (パルプ・紙・紙加工品製造業)	昨年はまずまず好調だったが、本年の上半期は仕事量が減少している。
F社 (道路旅客運送業)	労働者も高齢化となり、仕事が厳しい状態。
G社 (クリーニング業)	わかりません。
H社 (衣服その他繊維製品製造業)	売上が落ちている分悪化している。
I社 (ホテル業)	人の入れ替わり、人員不足もあり、なかなか安定した状況には届いていない。
J社 (社会福祉施設)	人間相手なので不安定だと思う。

2 労働者側の目から見た、同業他社の経営状況について

A社 (社会福祉施設)	小規模な所を除き自社と似たり寄ったりであると考えている。
B社 (道路旅客運送業)	タクシー業全体に仕事量が少なく経営状況は苦しい。
C社 (理美容業)	悪い。
D社 (その他の小売業)	わからないが他社はよい。
E社 (パルプ・紙・紙加工品製造業)	弊社同様に仕事量は落ち込んでいると聞いている。
F社 (道路旅客運送業)	労働者も高齢化となり、仕事が厳しい状態。
G社 (クリーニング業)	わかりません。
H社 (衣服その他繊維製品製造業)	同業も同じで売上に苦戦している。
I社 (ホテル業)	採用難、人材確保の苦戦がある。
J社 (社会福祉施設業)	よくないと思います。

3 今年の定期昇給とベースアップについて

(1) 定期昇給はありましたか

あり 6
 なし 4
 今後予定 0

※使用者側の意見項番2では定期昇給について、実施5、凍結5と回答があり、くい違いが生じている。

(2) ベースアップの要求額（率）とその基準はどうでしたか

要求の有無

イ 要求した 1
 ・要求額（率）10,000円 . %(. %)、. %、時間額 円
 ・その基準
 { 今まで歴代この金額を要求してきた。 }

ロ 要求していない 9

(3) 上記(2)で要求した場合の妥結状況について

0円、 0%
 ・現状維持で変化なし。

4 長野県最低賃金（現行821円）についてどう思いますか。

事業場(業種)	高い	まあまあ	低い	その他
A社 (社会福祉施設)		○		
B社 (道路旅客運送業)			○	
C社 (理美容業)		○		
D社 (その他の小売業)		○		
E社 (パルプ・紙・紙加工品製造業)		○		
F社 (道路旅客運送業)		○		
G社 (クリーニング業)		○		
H社 (衣服その他繊維製品製造業)		○		
I社 (ホテル業)			○	
J社 (社会福祉施設業)			○	
計	0	7	3	0

5 最低賃金を決める場合、次のどれが望ましいですか。

時間額	日 額	月額	その他
9	1	0	0

6 最低賃金を決める場合、いくら位が適当ですか。

単位：円

事業場(業種)	日 額	時間額	その理由
A社 (社会福祉施設)	-	850円	全国平均に近づいてほしい。
B社 (道路旅客運送業)	-	1,000円	消費税10%が決まり最低賃金を引き上げていかないと生活がますます厳しくなる。
C社 (理美容業)	-	850円	※
D社 (その他の小売業)	-	850円	全国平均だから。
E社 (パルプ・紙・紙加工 品製造業)	-	821円	※
F社 (道路旅客運送業)	-	900円	※
G社 (クリーニング業)	-	821円	※
H社 (衣服その他繊維製品 製造業)	6,800円	850円	一人暮らしができる最低ライン。
I社 (ホテル業)	-	950円	最低賃金よりもプラス100円以上の幅があったほうが求人の際の需要も高くなりそうのため。
J社 (社会福祉施設)	-	900円	※

※は回答がなかったもの。

7 最低賃金の改定による賃金への影響はありますか。

あ る	直接的	間接的	理 由 (間接的)
7	5	2	F社:歩合制なので。 I社:現状賃金の見直しを行い上昇する。
な い	理 由		
3	A社:福祉関係業界の影響力が薄いイメージがある。 E社:理由の回答なし。 H社:基本給ベース給与のため。		
わ かり ない			
0			

8 最低賃金の改正決定にあたっての意見・要望等

- ・ B社:消費税10%になると最低賃金を段階的に上げないと給料の目減りがひどい。ほか9社は回答なし。